

四日市市告示第171号

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成19年四日市市告示第136号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給額)</p> <p>第4条 給付金の支給額は、支給対象者が受講のために支払った費用の<u>10分の6</u>に相当する額とする。ただし、支給額が<u>20万円</u>を超える場合は上限<u>20万円</u>とし、支給額が<u>12,000円</u>以下の場合は支給しないものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この附則は、<u>平成31年3月28日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第4条 給付金の支給額は、支給対象者が受講のために支払った費用の<u>10分の2</u>に相当する額とする。ただし、支給額が<u>10万円</u>を超える場合は上限<u>10万円</u>とし、支給額が<u>4,000円</u>以下の場合は支給しないものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この附則は、<u>平成28年3月28日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則の改正は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の四日市市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第10条第1項の規定による支給決定をされた者は、改正後の四日市市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第10条第2項の規定により請求を行うことができる。
- 3 前項に規定されているもののほか、この要綱の施行前に旧要綱の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新要綱の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(こども未来部こども保健福祉課)